

## 宿泊施設用



## 阿智村における宿泊税導入の検討に関するアンケート

阿智村では、現在、宿泊税の導入について検討を行っています。

宿泊税は、村内に宿泊する方に対して税（1人1泊200～500円程度）を課し、その税を財源として本村の観光振興に役立てるものです。

このアンケート調査結果は、阿智村における宿泊税導入に関する検討にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計資料等公表することがございますが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしません。

回答期限 令和5年 月 日

## 1. 貴施設について伺います。

(1) 施設の種別について教えてください。

1. ホテル    2. 旅館    3. 簡易宿泊所（ゲストハウス含む）    4. その他

(2) 部屋数について教えてください。

\_\_\_\_\_ 部屋

(3) 施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。

また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。

※宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えいただきますと幸いです。

宿泊料金 (1人1泊あたり)	左記料金に該当する 部屋の有無 (○又は×)	延べ宿泊者数 (R4年度)
7,000円未満		人
7,000円～10,000円未満		人
10,000円以上 15,000円未満		人
15,000円以上 20,000円未満		人
20,000円以上		人

## 2. 阿智村の南信州エリアにおける位置づけについて伺います。

(1) 阿智村の南信州エリアにおける位置づけについてどう思いますか。

1. この地域最大の宿泊群である
2. この地域の宿泊施設の一部である
3. わからない

## 3. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。

(1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

1. ほとんど影響はない
2. 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない
3. 影響がある
4. わからない／何ともいえない

※「3.影響がある」と答えた方はその理由を教えてください。

## 4. 宿泊税の本村の独自課税の導入について伺います。

現在、長野県も新たな観光振興財源の検討を開始しています。

(宿泊税とは限りません)

(1) 阿智村が宿泊税を導入することについてどう思いますか。

1. 阿智村で課税し、阿智村の観光振興施策に活用した方がよい
2. 長野県が検討中の新たな観光振興財源により、広域的な観点からの観光施策がよい
3. わからない／何ともいえない

※「2. 長野県が検討中の新たな観光振興財源により、広域的な観点からの観光施策がよい」と答えた方はその理由を教えてください。

## 5. 宿泊税の税額について

(1) 他自治体の宿泊税においては、下表のとおり宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	福岡市	長崎市	京都市
税率 (税額)	1人1泊について、 宿泊料金が ① 2万円未満 200円 ② 2万円以上 500円	1人1泊について、 宿泊料金が ① 1万円未満 100円 ② 1万円以上 2万円未満 200円 ③ 2万円以上 500円	1人1泊について、 宿泊料金が ① 2万円未満 200円 ② 2万円以上 5万円未満 500円 ③ 5万円以上 1,000円

1. 宿泊料金により区分を設けない方がよい
2. 宿泊料金により区分があっても差し支えない
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

## 6. 宿泊税の課税免除について

(1) 他自治体の宿泊税においては、下表のとおり宿泊料金により段階により課税免除とする場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	東京都	大阪府	京都市・金沢市 倶知安町・福岡県・福岡市・北九州市・長崎市
税率 (税額)	1人1泊について、 宿泊料金が ①1万円未満 非課税 ②1万円以上 1万5千円未満 100円 ③1万5千円以上 200円	1人1泊について、 宿泊料金が ①7千円未満 非課税 ②7千円以上 1万5千円未満 100円 ③1万5千円以上 2万円未満 200円 ④2万円以上 300円	課税免除額 (免税点) なし

1. 宿泊料金により課税免除を設けた方がよい
2. 宿泊料金により課税免除を設けない方がよい
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

(2) 他自治体の宿泊税においては、下表のとおり修学旅行などに参加する学生・引率者を課税免除とする場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	京都市	倶知安町	長崎市	東京都・大阪府 ・福岡県・金沢市 ・福岡市・北九州市
課税免除の対象	①修学旅行など学校行事に参加する学生・引率者	①修学旅行など学校行事に参加する学生・引率者 ②職場体験を行う学生	①修学旅行など学校行事に参加する学生・引率者 ②部活動などの生徒・引率者	課税免除なし

1. 修学旅行等の課税免除を設けた方がよい
2. 修学旅行等の課税免除を設けない方がよい
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

